

神戸市高齢者介護士認定制度受講支援事業補助金交付要綱

平成 31 年 4 月 1 日 保健福祉局長決定

(目的)

第 1 条 この要綱は、神戸市高齢者介護士認定制度（以下「認定制度」という。）受講支援事業に関する経費について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成 27 年 3 月 2 日神戸市規則第 38 号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、当該補助金等の交付等に関して必要な事項を定める。

2 介護保険施設及び介護サービス事業所（以下「事業所」という。）の職員が認定制度を受講する際に必要となる代替職員の確保に係る経費を補助することで、認定制度の受講を促進し、もって介護人材の定着に資することを目的とする。

(補助対象事業者)

第 2 条 補助事業の対象となる事業者（以下、「補助対象事業者」という。）は、認定制度を受講する職員を雇用する法人とする。

(補助対象となる講習及び試験)

第 3 条 補助事業の対象となる講習及び試験は、神戸市高齢者介護士認定制度で実施される講習会及び認定試験とする。

(補助対象代替職員の要件)

第 4 条 補助事業の対象となる代替職員は、補助対象事業者が所属介護職員に認定制度を受講させる目的で新たに雇用する介護職員のうち、下記の要件を満たす者とする。

- (1) 雇用期間が 1 ヶ月以上
- (2) 勤務時間が 1 日 3 時間かつ週 15 時間以上
- (3) 勤務場所は認定制度を受講する職員と同一の事業所
- (4) 労災保険、雇用保険、社会保険については、法令に基づき適切に加入すること

2 補助対象事業者が、直接雇用によらず、人材派遣会社等との契約に基づいた派遣職員をもって代替職員に充てる場合においても、前項各号の要件を満たすこととする。

(補助対象経費)

第 5 条 補助事業の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、認定制度で実施される講習会の第 1 日目が属する月から、認定制度の試験が属する月までの期間における以下の各号に関する費用とする。

- (1) 補助対象事業者が雇用する代替職員の人件費。（基本給、諸手当、社会保険料等の事業主負担分）
- (2) 補助対象事業者が、契約に基づき派遣元人材派遣会社等に支払う、代替職員派遣に要する経費。

(補助金の額)

第6条 補助対象事業者1事業所あたり208,000円の補助基準額と、実際に補助対象事業者が負担する補助対象経費を比較して少ない方の額とする。

2 前項の規定により得た金額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第7条 申請者は、補助金規則第5条第1項に基づき補助金の交付を申請するときは、次に掲げる書類を、市長が指定する期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書
- (2) 代替職員配置及び神戸市高齢者介護士認定制度受講等計画書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第8条 市長は、補助金規則第6条による補助金の交付決定を行うときは、補助金交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金規則第6条第3項による補助金の交付が不相当である旨の通知を行うときは、補助金不交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

(変更等)

第9条 交付対象事業者は、補助金規則第7条第1項第1号に掲げる承認を受けようとするときは次に掲げる書類を、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付決定内容変更承認申請書
- (2) 事業計画書(変更後)
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 交付対象事業者は、同2号に掲げる承認を受けようとするときは補助金交付中止(廃止)承認申請書を、市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適当であると認めたときは、その旨を補助金交付決定変更通知書又は補助事業中止(廃止)承認通知書により、交付対象事業者に通知するものとする。

(実績報告書の提出)

第10条 交付対象事業者は、補助金規則第15条に基づき補助事業の実績を報告しようとするときは、次に掲げる書類を、当該補助事業の完了後、速やかに市長まで提出しなければならない。

- (1) 補助事業実績報告書
- (2) 代替職員配置及び神戸市高齢者介護士認定制度受講等報告書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付額の確定)

第11条 市長は、補助金規則第16条による補助金の交付額の確定を行ったときは、補助

金額確定通知書により、速やかに補助対象事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第 12 条 市長は、交付額の確定を行った場合、速やかに当該補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第 13 条 市長は、補助金規則第 19 条による補助金の交付決定の全部又は一部を取消したときは、速やかに、その旨を補助金交付決定取消通知書により当該補助対象事業者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて補助金を返還させるものとする。

(その他)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から一部改正する。
- 3 この要綱は、令和 5 年 10 月 19 日から一部改正する。